

家畜伝染病予防法施行令及び施行規則の一部改正について

(高病原性鳥インフルエンザ対策の強化のための対象家畜の追加)

1 背景

(1) 我が国における高病原性鳥インフルエンザ(以下「HPAI」という。)の対策としては、家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。)に基づき、鶏、あひる等を対象とした発生予防やまん延防止を実施している。

現在、国内で飼養が増加し、新たに畜産業として定着しつつある鳥類の中には、HPAI等の感染源ともなり得る鳥類があることから、家伝法の対象家畜となる鳥類の範囲の見直しを検討する必要がある。

(2) また、昨年の国内外におけるHPAIの発生を受け、暫定的な措置として、すべての鳥類及びその肉等について輸入検査を実施し、本病発生国からの輸入を停止している。このような輸入停止措置は、あくまで暫定的な措置であることから、恒常的に輸入検疫の対象とすることが必要な動物について、家伝法上の指定検疫物として明示的に位置付け、輸入検疫体制を整備する必要がある。

2 国内防疫対応

(1) 対応方針

現在、家伝法第2条及び家畜伝染病予防法施行令(以下「政令」という。)第1条において、鳥類では鶏、あひる、うずら及び七面鳥が対象家畜として定義されている。

一方、近年、我が国において、だちょうの飼養が急激に増加しており、既に政令で対象とされている七面鳥の生産規模を上回っている。だちょうは野外飼養が主体であり、伝染病の感染の機会が高いと考えられること、及びだちょう産業は観光産業的側面も有しており、人を介したまん延を防止するための総合的な防疫措置が必要と考えられることから、だちょうを政令で定める対象家畜に追加するとともに、これに伴う家畜伝染病予防法施行規則(以下「規則」という。)の改正を行う。

(2) 具体的な改正内容(案)

ア 政令の一部改正(対象家畜の追加等)

(ア) 政令で定める家畜の改正について(政令第1条関係)

家畜伝染病(家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病及び家きんサルモネラ感染症)の対象家畜として、「だちょう」を追加する。

(イ) 家畜の評価額の最高限度額について(政令第5条関係)

「だちょう」について、評価額の最高限度額を規定する。

(ウ) 特定家畜等にだちょうを規定することについて(政令第6条関係)

移動制限等により畜産経営に重大な影響が及ぶ家畜、その死体又は物品として、法第60条第2項に定められている特定家畜等に、従来から規定されている生きていたる鶏、あひる、うずら及び七面鳥(以下「家きん」という。)並びに家きんの卵に「だちょうの卵」を追加する(政令第6条関係)。

イ 規則の一部改正（対象家畜の追加に伴うもの）

（ア）届出伝染病の対象家畜への「だちょう」の追加について（規則第2条関係）

届出伝染病（サルモネラ症、鳥インフルエンザ、鶏痘、伝染性ファブリキウス嚢病、鶏結核病、ロイコチトゾーン症）の対象家畜に「だちょう」を規定する。

（イ）「鳥インフルエンザ」の呼称について（規則第2条関係）

規則で規定されている「鳥インフルエンザ」を「低病原性鳥インフルエンザ」へ変更する。

3 輸出入検疫対応

（1）対応方針

輸出入検疫の対象となる指定検疫物は、規則第45条に基づき、鳥類では、鶏、あひる、うずら、七面鳥及びがちょうが指定されている。その他の鳥類については、暫定的な措置として、

発生国からの生体及びその肉等については輸入停止、

清浄国からの生体については出生以降又は90日以上清浄国において飼養されていた旨の証明を求めるとともに、輸入検査を実施している。

現行の措置は、暫定的なものであり、HPAIの伝播リスクの特に高い鳥類については指定検疫物に位置付け、恒久的に輸入検査を実施する必要がある。

水棲鳥類は、国際獣疫事務局（OIE）においてもHPAIの主な感染源であるとされており、このうち生体及びその肉の我が国への輸入実績があるかも目の鳥類を指定検疫物として追加するとともに、政令の対象家畜とされるだちょうについても指定検疫物とし、現行の家きんの輸入検疫に準じた検疫を実施する。

（2）具体的な改正内容（案）

規則の一部改正（指定検疫物の追加等）

ア 規則で定める指定検疫物について（規則第45条関係）

輸出入検疫の対象となる指定検疫物として「だちょう」及び「かも目の鳥類」を追加する。

イ 輸入に関する届出（規則第47条の2関係）

輸入届出が必要な動物として「だちょう」及び「かも目の鳥類」を追加する。

ウ 検査のための係留期間（規則第50条関係）

「だちょう」及び「かも目の鳥類」の輸出入検査のための係留期間を10日（ただし初生ひなの場合は14日、輸出の場合は2日）と規定する。